

福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

（設置目的）

第1条 子どもの読書活動の推進、充実及び環境整備を図ることを目的に、教育委員会が「福岡市子ども読書活動推進計画（第4次）（以下「第4次計画」という。）」を策定するにあたり、幅広い視点からの意見を聴取し、もって計画策定に資するため、福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「策定検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定検討委員会は、教育長の求めにより教育委員会が策定する第4次計画の策定段階に応じ次の事項について意見を述べる。

- （1）第4次計画案に関すること。
- （2）その他子どもの読書活動に関すること。

（策定検討委員会の組織）

第3条 策定検討委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の互選により、委員長及び副委員長をおく。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員の任期は、第4次計画の策定が終了するまでとする。

（会議の招集）

第4条 策定検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

（会議の公開）

第5条 会議は原則としてこれを公開する。ただし、委員長が、会議における審議の内容が福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであると認めるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

（設置期間）

第6条 策定検討委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から第4次計画の策定が終了するまでとする。

（事務局）

第7条 策定検討委員会の事務局は、教育委員会指導部小学校教育課に置くものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。